

令和5年2月13日

民生環境常任委員協議会会議概要

委員長 赤平 勇人

副委員長 工藤 夕介

1 開催日時 令和5年2月13日（月曜日）午前11時18分～午前11時37分

2 開催場所 第1・2委員会室

3 報告事項

(1) 令和5年第1回定例会提出予定案件

①青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

②青森市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

③青森市病院料金及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(2) その他

①ごみの減量化の進捗状況について

○出席委員

委員長	赤平勇人	委員	関貴光
副委員長	工藤夕介	委員	中村美津緒
委員	山田千里	委員	小豆畑緑
委員	竹山美虎	委員	藤田誠

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

環境部長	高村功輝	福祉部次長	加福拓志
福祉部長	福井直文	市民病院事務局次長	長内哲史
保健部長	坪真紀子	市民病院事務局次長	今国弘
保健部理事	千葉康伸	福祉政策課長	福島清裕
市民病院事務局長	岸田耕司	市民病院事務局総務課長	阿部崇
環境部次長	泉宏明	関係課長等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	岩間憲仁	議事調査課主査	猪口茂樹
---------	------	---------	------

○赤平勇人委員長 ただいまから、民生環境常任委員協議会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

「令和5年第1回定例会提出予定案件」について、報告を求めます。なお、質疑については、事前審査とならないようお願いいたします。

初めに、「青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 令和5年第1回市議会定例会に提出を予定しております「青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

配付しております資料を御覧ください。

初めに、制定理由についてですが、本条例は、児童の安全の確保を明確に位置付ける観点等から、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令など、9つの省令等が公布されたことに伴い、関係する条例について、所要の改正をするものであります。

次に、改正する条例についてですが、本条例により改正いたしますのは、記載しておりますとおり、児童福祉に関連する7条例となります。

続いて、改正内容を御覧ください。

主な改正内容は、全部で9つあります。まず、1つ目としまして、安全計画の策定等の義務化について、児童福祉施設等における児童の安全の確保に関する安全計画の策定等を義務化するものであります。2つ目としまして、インクルーシブ保育について、併設する児童福祉施設等における設備・職員の共有を認めるものであります。3つ目としまして、業務継続計画の策定等の努力義務化について、児童福祉施設等における業務継続計画の策定・周知及び定期的な研修・訓練の実施を努力義務とするものであります。4つ目としまして、衛生管理研修等の努力義務化について、児童福祉施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練の実施を努力義務とするものであります。5つ目としまして、みなし看護師等の配置要件の撤廃について、保育所等において、要件を満たす場合に限り、乳児の人数にかかわらず看護師等を1名に限り保育士とみなすことができるようにするものであります。6つ目としまして、懲戒に係る関連条項の削除について、民法の一部改正により、懲戒について規定する条文が削除されたことに伴う所要の改正を行うものであります。7つ目としまして、児童の所在確認の義務化について、児童が施設外活動等に係る自動車へ乗り降りする際の所在確認を義務化するものであります。8つ目としまして、送迎用バスの安全装置装備の義務化について、送迎用バス等にブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置の装備を義務化するものであります。その他としまして、条項の追加・削除に伴う所要の改正を行うものであります。

施行期日についてですが、本条例の施行期日につきましては、本年4月1日を予

定しておりますが、懲戒に係る関連条項の削除につきましては、国の省令等が令和4年12月16日の公布の日から施行されていることから、本条例におきましても、できる限り早く施行するものとし、公布の日からとするものであります。

説明は以上でございます。

○赤平勇人委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。竹山委員。

○竹山美虎委員 1点確認です。

ただいま説明にあった民法から懲戒の条文が削除というところをもう少し詳しくお願いします。

○赤平勇人委員長 福祉部長。

○福井直文福祉部長 民法の規定にありました懲戒というのは、親権者が子どもの監護・教育に必要な範囲で行うことができるとされておりましたが、これは、いわゆるしつけといわれる部分に当たるんですが、これまで、懲戒の方法については具体的に定められておりませんでした。今回の一部改正によりまして、民法では、子どもの利益のために行う監護・教育であっても、体罰その他子どもの心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないというふうな内容が加えられましたので、それに伴って、懲戒の部分を削除するものです。

○赤平勇人委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 了解しました。

○赤平勇人委員長 ほかに御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 なければ、質疑はこれにて終了します。

次に、「青森市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 令和5年第1回市議会定例会に提出を予定しております「青森市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

それでは、お手元に配付しております資料を御覧ください。

初めに、夜間看護等手当です。

改正の趣旨ですが、市民病院では介護・育児など様々な事情により、働き方に制約がある看護師が増加し、一部の看護師に夜勤負担が集中してきている現状にあります。また、新型コロナウイルス感染症の影響からシフトどおり勤務できない職員が継続的に一定数発生しており、その代替としての夜間勤務対応がさらなる負担増となっております。

こうした状況を踏まえ、夜間勤務に従事する看護師の負担に応じた額に改善する必要があるため、夜間看護等手当について、改正するものです。

改正内容ですが、青森市職員の特殊勤務手当に関する条例第11条で定めており

ます夜間看護等手当の額について、深夜の全部を含む勤務である場合は現行の 6800 円から 7300 円、深夜における勤務時間が 4 時間以上である場合は現行の 3300 円から 3550 円、深夜における勤務時間が 2 時間以上 4 時間未満である場合は現行の 2900 円から 3100 円、深夜における勤務時間が 2 時間未満である場合は現行の 2000 円から 2150 円にそれぞれ改定するものです。

なお、青森県立中央病院では令和 4 年 4 月 1 日に改定案と同額への引上げを行っております。

次に、分べん介助業務手当です。

改正の趣旨ですが、全国的な産科医師不足の中、当院においても令和 2 年 4 月に産科医師が 3 人から 2 人となり、医師の負担が増加している現状にあります。また、医療現場には、限られた人員で医療の質を担保しつつ労働負担を低減させていく働き方改革への取組が求められています。

このような現状を踏まえ、助産師の免許を生かし、正常経過の妊産婦に対するきめ細やかな助産ケアの提供を行うことにより、妊産婦の妊娠・出産・育児に対する多様なニーズに対応するとともに、正常産を助産師免許を有する看護師が担うことで医師の負担軽減を図るため、令和 5 年 4 月から正常経過の妊産婦の助産ケアを看護師免許を有する看護師が行う院内助産を実施することとしています。

これに伴い、これまで医師のみが支給対象である分べん介助業務手当を助産師免許を有する看護師にも支給するため改正するものです。

改正内容ですが、新たに助産師免許を有する看護師を追加するとともに、分べん介助業務手当として 1 回につき 5000 円を支給するものです。

最後に、施行期日ですが、令和 5 年 4 月 1 日を予定しています。

説明は以上でございます。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。藤田委員。

○藤田誠委員 今の特殊勤務手当の説明の中で、青森県立中央病院では令和 4 年 4 月 1 日に改定案と同額の引上げを行っている。国からの指導でだと思っただけけれども、なぜ青森市民病院は令和 4 年 4 月 1 日から引上げをしていなかったのか御説明を頂きます。

○赤平勇人委員長 市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 国からの指導というわけではなくて、今回、夜間看護等手当について、他都市の状況をいろいろ調べてみました。その上で、我々の現状とともに県病でも改定しているということを踏まえて、ちょっと 1 年遅れましたけれども、本年 4 月 1 日から改定することとしております。

以上でございます。

○赤平勇人委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 令和 4 年 4 月 1 日以降に調査をしたら、他で引上げをしているとい

うことで、青森市民病院としては、1年遅れたけれども、引上げを行うということ
でよろしいですか。

○赤平勇人委員長 市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 おっしゃるとおりであります。他の病院も調べさせ
ていただきました。その上で、県病は、去年、上げているということを踏まえて、
うちは、今年、上げようということにしたところですよ。

○赤平勇人委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 分かりました。ありがとうございます。

○赤平勇人委員長 ほかに御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 なければ、質疑はこれにて終了します。

〔岸田耕司市民病院事務局長「すみません」と呼ぶ〕

○赤平勇人委員長 市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 私、先ほど、説明の際に、令和5年4月から正常経
過の妊産婦の助産ケアを看護師免許を有する看護師と申し上げましたが、正しくは
助産師免許を有する看護師ということでありましたので、お詫びさせていただきます。

○赤平勇人委員長 次に、「青森市病院料金及び手数料条例の一部を改正する条例
の制定について」報告を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 令和5年第1回市議会定例会に提出を予定してお
ります「青森市病院料金及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について」の
制定について御説明いたします。

それでは、お手元に配付しております資料を御覧ください。

改正の趣旨ですが、当院の分娩料については、平成19年3月に9万円から11万
円に改定して以降、据え置いてきたところでもあります。

今般、院内助産を開始するに当たり、他病院の分娩料についても調査したところ、
当院の分娩料は県内自治体病院の中で最も低い料金となっており、県内自治体病院
の平均値15万4000円にも届いていない現状にあります。

分娩料は、正常分娩時の医師・助産師の技術料及び分娩時の看護・介助料である
ことから、医師・助産師の技術料等は適切に評価されるべきものであると考えます。

このことから、分娩料の適正化を図るため、県内自治体病院との均衡も考慮し、
青森市民病院と同じ医療圏にあって、令和2年3月に改定している青森県立中央病
院の分娩料と同額の15万円に改定するものであります。

改正内容ですが、当院における分娩料について、青森県立中央病院と同額の単胎
分娩は11万円から15万円に、多胎分娩は16万5000円から22万5000円とするも
のです。

最後に、施行期日ですが、現在、一定の周知期間が必要なこと等から、令和5年

10月1日を予定しています。

説明は以上でございます。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、「令和5年第1回定例会提出予定案件」についての報告を終わります。
次に、「その他」の報告を求めます。

「ごみの減量化の進捗状況について」報告を求めます。環境部長。

○高村功輝環境部長 ごみの減量化の進捗状況につきまして御報告いたします。
配付資料を御覧ください。

本市におけるごみ減量化の進捗状況につきましては、当常任委員協議会に、四半期ごとに報告しております。令和4年度の10月から12月までの第3四半期のごみの排出状況について御報告いたします。

初めに、資料左側の表1「令和4年度可燃ごみの月別排出状況（速報値）」であります。赤い太枠で囲んでいる部分が10月から12月までの排出状況となっております。青森地区では1万8737トンとなり、前年度の同時期1万9479トンと比較して742トンの減少、浪岡地区では1046トンとなり、前年度の同時期1063トンと比較して17トンの減少、平内町・今別町・蓬田村の広域町村では950トンとなり、前年度の同時期974トンと比較して24トンの減少となりました。

これら第3四半期の合計は2万733トンとなり、前年度の同時期2万1516トンと比較して783トン、3.6%の減少となりました。

次に、資料右上の表2「家庭系及び事業系別の可燃ごみ排出状況」であります。これは、4月から12月までの可燃ごみの排出量を家庭系及び事業系別にまとめたものとなっております。表の下、各地区の合計であります。昨年度と比較して、家庭系可燃ごみは1969トンの減少、事業系可燃ごみは299トンの増加、合計で1670トンの減少となりました。

次に、資料右真ん中の表3「可燃ごみの年度別排出状況」であります。

表1でお示したように、4月から12月までの第3四半期の実績に、前年同時期と比較した増減率を乗じた年間の推計値は、各地区の合計では8万2035トンとなり、昨年度実績の8万4145トンと比較して2110トン減少の見込みとなっております。

最後に、資料右下の表4「令和2年度以降の可燃ごみの減量目標（青森地区+浪岡地区+広域町村）」を御覧ください。

赤い太枠で囲んでいる部分が今年度分となっております。可燃ごみの減量目標値は、施策による減量効果及び人口減少に伴う減量を合わせて年間800トンとしております。先ほど、表3で御説明したとおり、現時点では2110トンの減少見込みとなっております。

以上が今年度第3四半期までのごみ減量化の進捗状況となっております。

今後とも、可燃ごみの排出状況を注視しながら、各種取組を通じて、ごみ減量化・資源化に努めてまいります。

報告は以上でございます。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 また、委員の皆さんから御意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)